

# 令和8年度廿日市市奨学生の募集

## 1 目的

修学の意欲があり、かつ、経済的理由により修学に困難がある者に対して、学資を貸し付けることにより、修学の便宜を図り、有用な人材の途を開くことを目的としています。

## 2 奨学生の資格

奨学生の貸付けを受けることができる方は、次の要件を満たしている方になります。

- (1) 保護者又は本人（独立して生計を営む者に限る。）が1年以上継続して廿日市市に住所を有していること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等学校後期課程、高等専門学校、大学及び専修学校（一般課程は除く。）に在学していること。
- (3) 学習意欲があり、行動が健全であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。

※ (4)の経済的理由については、3ページの「廿日市市奨学生の選考にかかる基準額の確認方法について（令和8年度）」を参考にしてください。

## 3 奨学生の採用数

上記資格を満たす者のうち、令和8年3月定例市議会での議決後の予算の範囲内で20名程度を予定しています。

## 4 貸付金額（月額） (無利子)

区分	国 公 立	私 立
高等学校・中等教育学校後期課程	15,000円	25,000円
高等専門学校	15,000円	25,000円
専修学校（高等課程）	15,000円	25,000円
専修学校（専門課程）	30,000円	40,000円
短期大学・大学	30,000円	40,000円

※ 奨学生の第1回目は、4月・5月の2か月分を5月に支給する予定です。

## 5 奨学生の貸付期間

奨学生が在学する高等学校等の正規の修業期間になります。

## 6 貸付申請手続

- (1) 申請期間 令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで
- (2) 申請場所 廿日市市役所4階 教育総務課
- (3) 提出書類 ※審査上、必要がある場合は、別に書類を提出していただくことがあります。

## ア 申請時に提出する書類

1	奨学生貸付申請書 (別添)	記入方法については、「申請書の記入方法について」を参照してください。
2	奨学生推薦調書 (別添)	在学生にあっては、在学している学校の校長、新入学生にあっては、卒業した学校の校長の推薦を受けてください。
3	同意書 (別添)	「保護者」欄は、父母が共にいる場合は、それぞれ記入してください。父母のいずれもいない場合は、父母に代わって生計を維持する方を記入してください。 氏名は、必ず各自が自署（直筆で署名）してください。
4	在学証明書等	令和8年度新入生の方は、合格通知書又は入学許可証の写しを添付してください。
5	住民票の写し 所得課税証明書 (該当者のみ)	令和7年1月2日以降に本市の住民基本台帳に記録された方は、保護者の所得課税証明書（令和7年度（令和6年分））を提出してください。 本人又は保護者で本市に住所を有していない人がいる場合は、該当者について本籍の記載のある住民票の写し（保護者が単身赴任等によりこれに該当する場合は、加えて保護者の所得課税証明書（令和7年度（令和6年分））を提出してください。

## イ 奨学生決定後に提出する書類（奨学生決定者のみ提出）

1	誓約書	連帯保証人2名と連署の上、提出してください。 <u>連帯保証人は、1名は保護者、1名は県内に住所を有し、独立の生計を営む成年者としてください。</u> <u>※連帯保証人同士は、それぞれ別住所及び別生計の方としてください（別住所であっても、連帯保証人がもう一方の連帯保証人の扶養に入っている場合は、同一生計とみなします）。</u> <u>押印する印鑑は、印鑑登録証明書の印を押印してください。</u>
2	市税納税証明書 (滞納がない旨の証明)	連帯保証人2名分を提出してください。 <u>連帯保証人は、1名は保護者、1名は県内に住所を有し、独立の生計を営む成年者としてください。</u> <u>※連帯保証人同士は、それぞれ別住所及び別生計の方としてください（別住所であっても、連帯保証人がもう一方の連帯保証人の扶養に入っている場合は、同一生計とみなします）。</u> 市役所税制収納課及び各支所で発行されます。 ※ 市外在住者は、居住地の市役所等で発行されます。
3	印鑑登録証明書	連帯保証人2名分を提出してください。 市役所市民課及び各支所で発行されます。 ※ 市外在住者は、居住地の市役所等で発行されます。
4	住民票の写し	連帯保証人のもので、 <u>本籍の記載のあるもの</u> を提出してください。 ※ 保護者の住民票の写しは、不要です。 市役所市民課及び各支所で発行されます。 ※ 市外在住者は、居住地の市役所等で発行されます。
5	口座振替依頼書	奨学生本人名義の口座情報を提出してください。 奨学生は、提出していただいた口座に振り込みます。

※ 所得課税証明書、市税納税証明書、印鑑登録証明書及び住民票の写しの発行には、手数料（廿日市市の場合一通につき300円）が必要です。

## 7 その他届出書類

在学確認のため、毎年4月に奨学生の在学証明書を提出していただきます。

## 8 奨学生の返還について

- (1) 奨学生の返還は、貸付けの終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に返還していただきます。
- (2) 貸付終了後、進学した場合は、卒業まで奨学生の返還が猶予されます。  
※ 返還の猶予は、毎年申請が必要です。

## 廿日市市奨学金の選考にかかる基準額の確認方法について（令和8年度）

奨学金の貸付を受けるための要件のひとつに、

「保護者全員の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除額」の額の合計が36万5,100円未満であること。」があります。

基準を満たしているかご自身で確認する方法は次のとおりです。

## ● 給与所得者の方

保護者全員の令和7年度の市民税・県民税・森林環境税特別徴収額の決定・変更通知書をご準備いただき、「市民税税額控除前所得割額④」（赤枠の部分）から「摘要欄」（青枠の部分）の調整控除 市〇〇〇〇円を差し引いた金額の合計が36万5,100円未満かご確認ください。

● 紹介所得者以外の方

保護者全員の令和7年度の市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書をご準備いただき、所得割額（市民税）（赤枠の部分）から「市民税税額控除のうち調整控除○○○○円」（青枠の部分）を差し引いた金額の合計が36万5,100円未満かご確認ください。

市民税・県民税・森林環境税 税額納 決定通知書

市民税・県民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので通知します。各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

納税義務者			
世帯番号		通知番号	
年金の種類			
支払者名称			
法人番号			
下記に記載のある方は口座振替納税です。			
金融機関			
口座種別	口座番号		
口座名義人			
納付区分			
期別	普通徴収期割納付額(円)	納期限	公的年金特別徴収月割徴収額(円)
第1期分			4月
第2期分			6月
第3期分			8月
第4期分			10月
全納			12月
			2月
徴収月	仮徴収額(円)		
	4月		
	6月		
	8月		

# 申請書の記入方法について

## 1 本人氏名等

奨学金の貸付けを志望する者（以下「志望者」という。）の氏名（ふりがな）及び生年月日を記入してください。

## 2 入学予定又は在学する学校名

令和8年4月以降在籍される学校名を省略せず正確に記入してください。

令和8年4月以降在籍される学校の卒業見込み年月を記入してください。

## 3 本人住所

志望者が令和8年4月以降に居住する住所及び電話番号を記入してください。

## 4 保護者住所

保護者の住所及び電話番号を記入してください。

※ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって志望者の生計を維持する方の住所及び電話番号を記入してください。

## 5 奨学金を希望する理由

必ず本人が記入し、具体的に記入してください。

## 6 本人氏名（志望者氏名）及び保護者氏名

必ず本人が記入してください。

問合せ先 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市教育委員会 教育総務課  
TEL 0829-30-9200（直通）